平成３０年（フ）第１４０号
岐阜県羽島郡笠松町門間2618番地
債務者　林　　兼吾
1　決定年月日時　平成30年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平田　伸男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５３４号
名古屋市中川区烏森町四反畑129番地の１
ラ・キャッスルＴ＆Ｍ　１Ｂ、住民票上の住所名古屋市中川区野田１丁目694番地
債務者　石田　政明
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月５日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成30年８月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１１０号
宮崎市佐土原町上田島1214番地７、住民票上の住所宮崎市佐土原町上田島4391番地88
債務者　森　　広樹
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野間浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年８月23日まで
宮崎地方裁判所破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第２４６号
埼玉県上尾市泉台１丁目６番地１
債務者　中尾　裕之
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３３５号
埼玉県蓮田市緑町３丁目１番１号　第２関根荘105号
債務者　平田　健治
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３３９号
さいたま市浦和区木崎５丁目26番18号
債務者　佐々木惠美子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８３号
埼玉県川口市芝富士１丁目18番13号　トミタハウス102号
債務者　松本　ヤエ
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４０７号
埼玉県鴻巣市栄町８番33―103号　グレイスガーデンＤ
債務者　富樫真由美（旧姓内川）
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５３号
埼玉県越谷市大字大泊668番地１　スカイハウス森田Ⅲ103号、旧住所埼玉県越谷市大字大里101番地12
債務者　海老名悠子
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成３０年（フ）第１３４号
埼玉県川越市菅原町22番地10（レオパレスカプリコーン21402号室）
債務者　尾崎　真衣
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５７号
埼玉県入間郡三芳町北永井375番地６　ほっと三芳ケアセンター、住民票上の住所埼玉県所沢市くすのき台２丁目21番地の10　ラ・ペ所沢207
債務者　田中　　宏
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１１４号
静岡県沼津市沼北町１丁目13番11号　エッグハウス208
債務者　清　　航
1　決定年月日時　平成30年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成３０年（フ）第６号
埼玉県秩父市吉田石間3727番地
債務者　横田　和也
1　決定年月日時　平成30年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月21日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成３０年（フ）第３１号
岡山県倉敷市藤戸町藤戸364番地８
債務者　森永　栄一
1　決定年月日時　平成30年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１８２１号
埼玉県上尾市大字地頭方332番地９　メゾンシマダ102、破産申立時の住所埼玉県上尾市大字地頭方511番地２
債務者　伊崎　一彦
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３５１号
埼玉県久喜市鷲宮１丁目４番30号
債務者　三城美砂子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１３８号
埼玉県越谷市東大沢３丁目８番地９
債務者　笠間　幸子
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係